

軽費老人ホーム A 型 榛名春光園 運営規程

第 1 章 施設の目的及び運営の方針等

(目 的)

第 1 条 この規程は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準に基づき、社会福祉法人新生会が設置運営する軽費老人ホーム A 型榛名春光園（以下「榛名春光園」という。）の運営及び管理、利用に関し、必要な事項を定め、施設の円滑な運営と老人福祉の理念に基づき、入居者の生活の安全並びに生活の充実を図ることを目的とする。

2 この規定の定めのない事項については、老人福祉法等、関連法令の定めるところによる。

3 榛名春光園は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条第 6 項に規定する者、又はその他の政令で定める者を入居させるものとする。

(基本方針)

第 2 条 施設は、老人福祉法、介護保険法及び関係法令に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、生活の場として入居者の住みよい住居を提供するとともに、入居者の個性を尊重し、入居者が安心して明るく心豊かな日常生活が営むことが出来るように努力するものとする。

2 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、入居者の必要に応じ、居宅支援事業者等の居宅サービス等を提供する者との連携に努めるものとする。

(定 員)

第 3 条 施設の利用定員は 8 0 名とする。

第 2 章 職員配置及び職務内容

(職員の職種及び定数)

第 4 条 施設に次の職員を配置する／()内はその内の非常勤職員数を表す。

1	施設長	1 名
2	事務員	2 名
3	生活相談員	1 名
4	介護職員	4 名
5	看護職員	1 名
6	栄養士	1 名
7	調理員	4 名

8 医 師 1 名（1 名）

9 その他、必要に応じ、他の職員を置くことが出来る。

（職 務）

第 5 条 職員の職務内容は次の通りとする。

1 施設長

施設長は理事長の命を受け、所属職員を指導監督し、業務を統括すると共に老人福祉法と社会福祉法人の役割を職員に伝え指導する。
施設長に事故あるときは、理事長が定めた職員が管理者の職務を代行する。

2 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

3 生活相談員

入居者の生活相談、面接、援助等、利用者が置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行う。

4 介護職員

入居者の日常生活の軽介護、相談及び支援業務に従事する。

5 看護職員

医師とともに入居者の健康管理及び保健衛生指導に従事する。

6 栄養士

献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに調理員の指導業務を行う。

7 調理員

入居者の給食業務に従事する。

8 医 師

施設長の命を受け、入居者の健康管理及び保健衛生の指導に従事する。

第 3 章 入居の要件及び利用料

（利用の資格）

第 6 条 施設に入居できる者は次の（１）～（６）の全てに該当する者とする。

（１）年齢が満 60 歳以上である方。但し、夫婦の場合には、いずれか一方が満 60 歳以上である方。

（２）自立されているが高齢等により独立して生活することに不安が認められる方、又は自立されてはいるが身体機能の低下が認められる方。

（３）家族との同居が困難である方。

(4) 伝染性疾患が無く、問題行動を伴わずに共同生活が出来る方。

(5) 所定の利用料を継続的に支払うことの出来る方。

(6) 保証人（、または保証機関）が得られること。

（利用料等）

第7条 利用料は、別紙に定める金額による。

2 毎月、施設の指定する日までに所定の方法により、入居者は利用料を支払う。

3 入居者が居室で使用する電気料は、使用量に応じ、別途定める規定の積算料金により支払う。

4 NHKの受信料については、社会福祉施設であるため、徴収対象外とする。

5 入居者が入院・通院・外泊・外出により、当月中、食止め当日の6日前までに事前の届出を行い、食事を止めた場合には、生活費より各食費（朝食160円、昼食220円、夕食220円）を差し引いた額を返還する。

6 その他の費用については、別途、定める。

第4章 入居者に対するサービス

（基本方針）

第8条 入居者に対する施設サービスは、老人福祉法の理念に基づき、入居者がその心身状況に応じて、快適な日常生活が営むことが出来るように配慮した懇切丁寧なサービスを基本とする。サービスの提供にあたっては、入居者又はその家族に対して処遇上必要な事項について説明をする。

（相談・援助）

第9条 施設は、常に入居者の心身状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族の各種相談に応じると共に、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用等、必要な助言、その他の援助を行う。

（居宅介護サービスの利用）

第10条 要支援、要介護の認定を受けた入居者は、希望すれば居宅介護サービスを利用することができる。

（居室）

第11条 施設が入居者に提供する居室は個室を原則とする。

2 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者で行うものとする。

3 居室において、ニクロム線使用のストーブ、石油ストーブ、蚊取線香等の発火の可能性を有する火気類の使用を安全面から禁ずるものとする。

(食事サービス)

第 12 条 食事は、栄養並びに入居者の身体状況及び嗜好に配慮したものとする。

2 食事時間は次の通りとする。

(1) 朝食 8 : 00 ~ 8 : 30

(2) 昼食 12 : 00 ~ 12 : 30

(3) 夕食 17 : 00 ~ 17 : 30

3 入居者から予め連絡があった場合は、衛生上又は管理上、許容可能な一定時間(2時間以内)に限り、食事の置き置きをすることが出来る。

(入浴)

第 13 条 入浴は施設にある入浴設備を利用する。

2 個別の入浴介助は原則として行わないが、一時的に見守りを必要とする状態の入居者のために週2回の職員の見守りのある入浴を実施する。

3 介護認定者で支援・介助を要する場合は、施設が介護保険をはじめとする各種の居宅介護サービスによる入浴を受けることが出来るよう対応する。

4 前項の入浴介助に要する費用は入居者負担とする。

(緊急時の対応)

第 14 条 入居者の身体状況に急激な変化等が起き、緊急の職員対応を必要とする場合、昼夜を問わず24時間体制によりナースコール等で対応する。

2 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応要請があった時は、速やかかつ適切な対応を実施する。

3 入居者が予め緊急連絡先を施設へ届け出ている場合、看護師、主治医及び協力医療機関等への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡をする。

(保健衛生)

第 15 条 入居者の健康管理を確保するため、年2回以上の健康診断を行う等、必要な指導援助を実施する。

2 入居者から健康に係る相談を受けた時は、速やかに看護師を窓口として対応し、医師、医療機関等の紹介等必要な援助を実施する。

3 施設内各職員による感染症対策委員会を設置し、年4回以上適宜開催する。

(年間行事計画)

第 16 条 施設は、入居者が日常生活を楽しむことが出来るように、教養娯楽、レクリエーション活動等を盛り込んだ月間行事及び年間行事を計画する。

(入院期間中の対応)

第 17 条 入居者に入院の必要が生じた場合にあって、その病状が慢性期に入り、介護保険認定により明らかに介護保険施設の利用が適当と判断された場

合、入居者及びその家族の希望及び必要に応じて適切な便宜を供与する。

- 2 退院後、再び円滑に生活が出来るよう、入居者又はその家族の希望及び必要に応じて適切な便宜を供与する。

（社会生活上の便宜の供与）

第 18 条 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等との諸手続きについて、これを行うことが困難である場合、申し出及び同意に基づき、施設がこれを代行する。

- 2 入居者の希望により、要介護認定等の申請や更新の代行業務を行う。

第 5 章 利用にあたっての留意事項及び職員の義務

（利用者への周知）

第 19 条 施設長は、円滑な施設運営を期するため、入居者に「重要事項説明書」を配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

（外出及び外泊）

第 20 条 入居者は外出又は外泊をする場合には、その前日までにその都度、外出・外泊、外出・外泊先・用件・施設へ帰園する予定日時等を施設長へ届け出るものとする。

- 2 前項の届出の内容に変更が生じた時は、その旨を早急に申し出るものとする。

（面 会）

第 21 条 入居者に面会しようとする者は、備え付けの面会届け用紙に所定事項を記入する。

- 2 特別な理由がある場合は、面会の場所や時間を指定することがある。

（衛生保持）

第 22 条 入居者へ施設の清潔、整頓、その他、環境衛生の保持を心掛けること。

又、施設の衛生的な保持に必要な措置へ協力することを働きかける。

- （１）衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の予防・感染防止。
- （２）食中毒の予防
- （３）その他、衛生保持に必要なこと。

（施設内における禁止行為）

第 23 条 入居者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- （１）けんか、口論、泥酔、薬物乱用等、他人に迷惑を掛けること。
- （２）宗教、慣習等により、自己の利益のために他者の自由を侵害したり他者を排撃したりすること。
- （３）指定した場所以外で火気を使用すること。
- （４）施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

- (5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又これらを施設外に持ち出すこと。
- (6) 鳥類や犬・ネコ等に館内及び施設所有地内で餌を与えること。ペットを飼うこと。
- (7) 電熱機器、火災発生の可能性のある電気器具等の館内での使用。
- (8) 卓上ガスコンロの使用。
- (9) 建物に無断で工事を行うこと。
- (10) 避難経路であるバルコニーに荷物を置くこと。
- (11) バルコニー及び窓から物品を投げること。
- (12) 館内（含バルコニー）における喫煙。
- (13) その他、他の入居者に明らかに日常の許容範囲を超えた迷惑を及ぼしたり、不快の念を抱かす行為。

（拘束等、生活の制限）

第 24 条 職員は入居者自身の生命・生活、及び他の入居者の生活に対し、当該入居者のとる行動が園における各人の生活の存続を危うくする可能性が高く、制限を加えることをやむを得ないものとする場合、身元引受人の同意を得て、当該入居者の生活への制限をすることがある。

（秘密の保持）

第 25 条 職員及び退職者は正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 施設は、介護保険等の利用で居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際は、予め文書により入居者の同意を得るものとする。

（高齢者虐待の防止）

第 26 条 施設及び職員は入居者の人権擁護のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 研修等を通じて、人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、再発の確実な防止策を講じるとともに高崎市へ報告する。

第 6 章 入居及び退去

（入居の申込）

第 27 条 施設の入居希望者は、所定の入園申込書に必要事項を記入の上、施設へ提出する。

2 施設は入居申込名簿を作成し、入園申込書の提出があった時は、その内容を確認の上、入居申込名簿へ記入・登録する。

（入居希望者の面接調査）

第 28 条 入居希望者の調査は、入居者本人との直接面接により行う。

2 事前の調査にあたっては、入居者本人の「健康診断書」（身体及び認知について）の提出を求め、治療継続中の疾患のある場合には、主治医による「医療情報提供書」の提出により健康状態を確認する。

（入居の承認等）

第 29 条 前条の調査の結果、入居を適当と認めた入居申込者に対して、入居を承認する旨を、又入居を不適当と認めた入居申込者に対しては、入居を不適当と認めた旨をいずれも文書を以って入居申込者宛に通知する。

（入居契約の締結）

第 30 条 入居にあたっては、予め入居申込者及びその家族に対し、管理規定の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、その他、入所にあたっての必要事項等を重要事項説明書で説明し、利用申込者及びその家族の同意を得た上で、契約書を締結する。

（ケース記録の整備）

第 31 条 新規入居者には、入居者従来 of 生活状況、家族状況等、必要な事項の聴取を行い、それらの調査結果をケース記録として保存・整備する。

（居室の変更）

第 32 条 入居者が次の各号に該当する場合は、居室を変更することがある。

- （１）入居者の希望で居室を変更することが適当と認められた時。
- （２）介護保険の介護認定により、榛名春光園内において介護職員による見守りや介護サービスを受ける必要が生じた場合は、住居棟 2 階の居室への移動をする。
- （３）前号の他、居室の変更が必要と認められる時。

（退 去）

第 33 条 入居者が次の各号に該当する場合には入居契約を修了するものとする。

- （１）入居者が死亡した時。
- （２）入居者から契約解除の申し出があった時。
- （３）第 32 条の規定により入居契約を解除した時。

(入居契約の解除)

第 34 条 施設長は、入居者が次の各号に該当すると認められた時は入居契約を解除することが出来る。

- (1) 不正、偽りの手段によって入居承認を受けた時。
 - (2) 正当な理由なく、利用料を滞納した時。又は支払うことが出来なくなった時。
 - (3) 要介護認定を受け、介護度の状態により、施設内及び居宅介護サービス等による介護サービスでは、十全かつ安全な生活を続けることが出来なくなった場合。
 - (4) 身体、又は精神疾患のため、施設での生活が困難となった時。
 - (5) 承認を得ないで施設の建物、付帯設備等の造作、模様替えを行い、かつ原状回復をしない時。
 - (6) 日常生活(金銭の管理、各種サービスの利用等)において、入居者自身の判断が出来なくなり他者に悪影響を与えるようになった場合。
 - (7) 前各号の他、共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑を掛けるなど、施設での生活が著しく不適當と思われる事態が生じた時。
- 2 施設長は、入居時に契約の解除となる条件について、十分に説明し、契約解除するに至った場合、具体的な理由を文書にて入居者本人及び身元保証人に通知する。

第 7 章 非常災害対策

(災害・非常時等の対応・準備)

第 35 条 施設は、消防法令に基づく防火管理者を選任し、具体的な消防計画を作成し、消火設備、防災設備等、災害・非常時に備えて必要な対応を実施する。

- 2 施設長は、非常・災害時に対する防災計画を立て、職員及び入居者で参加する消火・通報・避難訓練を原則として年 2 回実施する。
- 3 入居者は、前項の防災対策の訓練実施に可能な限り協力する。
- 4 入居者は、災害等の緊急事態の発生に気付いた時は、ナースコール等、適切な方法で事態の発生を職員へ知らせる。
- 5 施設の火災通報装置は、煙感知器や熱感知器の作動によって職員に報知され、職員により消防署へ通報される。
- 6 各階居室につながっているバルコニーは、非常時の避難経路であるため、荷物など非難を阻害する物品は置くことは出来ない。
- 7 入居者・職員は、健康増進法第 25 条に基づき、館内(バルコニーを含む)での喫煙は出来ない。

第 8 章 その他、運営についての重要事項

（苦情処理）

第 36 条 施設は、提供されたサービス等について、入居者より苦情の申し出について対応する。その場合、施設は迅速かつ適切に事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及び改善方法について、入居者、又はその家族に報告する。尚、苦情申立窓口は、施設の苦情解決の体制による。

2 前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録する。

（施設・設備）

第 37 条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が入居者の意見を聞き決定する。

2 入居者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有したりしてはならない。

3 施設・設備等の維持管理は施設職員が行う。

4 カーテンの取り付け、カーペット等を自ら自費によって取り替える場合は、防災加工の施されている物を使用する。

第 9 章 地域との連携

（地域との連携）

第 38 条 施設長は、地域との連携に努め、入居者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるように配慮する。

第 10 章 事務及び事務処理

（事務及び事務処理）

第 39 条 施設の事務処理及び業務運営にあたっては、法令、諸規定、施設の業務方針に定められたところに従い適切な処理に努める。

（記録の整理）

第 40 条 施設長は、業務の遂行上、又は入居者の処遇上に必要な記録等を整備し、管理保存する。

（改正）

第 41 条 この規定を改正、廃止する時は社会福祉法人新生会の内部役員会の決議を経て行う。

付 則

- 1 この規定は平成 20 年 9 月 1 日より改定施行する。
平成 25 年 4 月 1 日一部改定。
平成 31 年 4 月 1 日一部改定。
令和 6 年 4 月 1 日一部改定。

別 表（第 7 条 関 係）

1. 月 額 利 用 料（令 和 6 年 度）

生 活 費	5 5 , 2 9 0 円
サービスの提供に要する費用／旧事務費	8 2 , 5 9 4 円
冬期（11 月～ 3 月）加算	2 , 7 1 0 円

2. その他の費用

・ 居室電気料

1 K W の電力消費量あたり 5 0 円とする。

4 月～ 1 0 月／各居室 1 0 K W までの電力消費量については、施設より補助を実施する。

1 1 月～ 3 月／ 1 0 1 号室～ 1 0 8 号室は、 2 0 0 K W までの電力消費量については、施設より補助を実施する。

1 1 0 号室～ 1 1 5 号室は、 1 0 0 K W までの電力消費量については施設より補助を実施する。

2 0 1 号室～ 2 1 4 号室は、 1 0 0 K W までの電力消費量については施設より補助を実施する。

- ・ 居室・携帯電話料（各電話会社との個人契約）
- ・ 医療費における自己負担金
- ・ 通院等、医療機関への送迎については、別途、所定の額にて実施する。
- ・ 介護保険自己負担金（介護認定を受け、介護サービスを受ける場合）
- ・ その他、外部委託介護サービス（介護認定を受けずに介護サービスを受ける場合）
- ・ 業者依頼のクリーニング代
- ・ 新聞購読料（新聞店との個人契約）
- ・ 買物や代金支払い・納付等、個人サービスに関する代行費用／旧榛名町内における代行の場合は 5 0 0 円とする。